

# 用語解説

## あ行

### \*えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり,できれば避けたい」との誤った意識を悪用して,図書等の購入を強要するなど何らかの利権を得るため,同和問題を口実として事業所等に不当な要求,不法な行為をすることで,同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている。

## か行

### \*企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)

企業は社会的存在として,最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく,市民や地域,社会の顕在的・潜在的な要請に応え,より高次の社会貢献や配慮,情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えのこと。

### \*共生

他者の自立を尊重し,自立した個人が相互に理解し支えあうこと。

### \*くるめ 子ども・子育てプラン

次世代育成支援対策推進法で,次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るための行動計画を策定することが市に義務づけられたため,2005年(平成17年)3月に「くるめ 子ども・子育てプラン」(計画期間:平成17年度~21年度)を策定し,206の子育て支援施策を進めている。平成22年度から26年度までの次期行動計画も策定予定。

### \*久留米市職員人権問題研修基本方針

平成11年の「人権教育のための国連10年・久留米市行動計画」を受けて,同年に策定した方針。本市における人権問題研修の目標や基本方針を定めるとともに,同和問題研修や女性問題研修の研修体系・プログラムを策定している。

### \*久留米市人材育成基本方針

職員の能力開発を効果的に推進するため,人材育成の目的,方策等,人材育成の基本的な方針を定めたもの。地方公務員法等によって自治体にその作成が義務付けられており,久留米市では平成11年7月に策定,平成18年2月に改定している。

## \*久留米女性憲章

「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりをすすめるために行政と市民の共通の行動指針として1988年(昭和63年)10月1日制定。

## \*久留米女性週間

久留米女性憲章の制定1988年(昭和63年)10月を記念し、10月1日から7日の一週間を女性問題解決のための啓発週間と位置づけ、記念事業「くるめフォーラム」を開催している。

## \*久留米市男女平等を進める条例

男女平等の推進に関し、基本理念、市、市民及び事業者等の責務、市の施策の基本となる事項、苦情等の申出の処理に関する事項を盛り込み、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画の実現に寄与する事を目的とした条例。2002年(平成14年)9月30日制定。2003年(平成15年)施行。

## \*国際人権規約

世界人権宣言の精神に基づき、それを法的拘束力を持つよう条約化したもの。1966年(昭和41年)12月に国連総会で採択された条約。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称。日本はA規約・B規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

## \*国連婦人の10年

1975年(昭和50年)の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年—平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年(昭和55年)にはコペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議(第2回女性会議)」が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985(昭和60年)年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議(第3回女性会議)」が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

## \*固定的性別役割分担

男女を問わず個人の意思や能力に基づいて役割を分担することが適切であるにもかかわらず、「男なら…、女なら…」と、男性、女性に対する社会的に形成されている固定的な役割意識に基づいて個人の役割を決めつけることをいう。

例えば「男は仕事・女は家事・育児」「男は主要な業務・女は補助的な業務」「男は表仕事、女は裏方」等。

### \*雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに,女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を守る等の措置を推進することを目的として1985年(昭和60年)公布。1986年(昭和61年)施行。最終改正2006年(平成18年)。

## さ行

### \*参画型学習

学習者が自ら,研修会の企画運営,地域活動及びまちづくりの計画立案等の決定段階に参加・参画することを通して,意欲的・主体的に課題の解決に向かうとともに,自己が役立っているという気持ちを高めることを目指す学習法

### \*次世代育成支援対策推進法

2003年(平成15年)7月に次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために制定され,2005年(平成17年)4月1日から施行。2015年(平成27年)3月31日までの時限立法となっている。地方公共団体(都道府県及び市町村),一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるもの),特定事業主(国及び地方公共団体の機関)は,次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務づけられている。

### \*児童虐待

保護者とその監護する児童(18歳に満たない者)に対し,次の行為をすることをいう。

- ①身体的虐待:児童の身体に外傷が生じるか,生じるおそれがある暴行を加えること
- ②性的虐待:児童にわいせつな行為をしたり,させたりすること
- ③ネグレクト:児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待:児童に,将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

### \*児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待への対応については,児童福祉法及びこれに基づく関係通達等によりなされてきたが,近年における児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから,児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行なうこと等を目的として2005年(平成17年)11月20日に施行された。

## \*児童憲章

1951年(昭和26年)のこどもの日に、内閣総理大臣が召集した児童憲章制定会議において制定された。「日本国憲法」の基本的人権の精神にしたがい、すべての児童の幸福をはかるために、児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境の中で育てられるという3つの原則を謳い、児童の持つ権利や児童に対する社会の義務と責任を宣言している

## \*児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)の国連総会で採択された条約で、18歳未満のすべての者を対象とし、差別の禁止、生存・発達  
の権利、意見表明権や表現の自由、教育への権利、虐待や放任からの保護、プライバシーの保護など、子どもの幅広い権利を認めたもの。我が国は1994年(平成6年)に批准。

## \*女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであり、女子に対するあらゆる差別をなくしていくために必要な措置をとることを主旨とした条約で、1979年(昭和54年)に第34回国連総会で採択され、わが国は1985年(昭和60年)に批准。

## \*人権

人が幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利

## \*久留米市人権啓発センター

人権啓発を推進するための拠点施設として、関係機関・団体等との連携を図りながら、市民の人権意識の高揚を図るため情報提供、展示、学習・研修・相談、広報、ネットワーク事業などの各種啓発事業に取り組んでいる。平成13年5月開館。

## \*人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)12月の国連総会において、1995年(平成7年)～2004年(平成16年)までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが議決された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱している。

これを受けて日本では、1997年(平成9年)7月に、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が、同推進本部(本部長:内閣総理大臣)より出された。

そして、福岡県でも県知事を本部長として平成10年に福岡県行動計画が策定され、久留米市においても市長を本部長として、平成11年に久留米市行動計画を策定し、本基本指針策定(平成20年3月)まで本市の人権教育・啓発の基本的計画となった。

## \*人権週間

国連は1948年(昭和23年)の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけている。日本では、12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

## \*人権文化

あらゆる人々が自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態

## \*ストーカー行為

特定の人に対して恋愛感情や好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する恨みの感情を充たす目的で、被害者やその家族などに、①つきまとう・待ち伏せる・進路に立ちふさがる・見張る・押しかける②監視していることを告げる③面会や交際などの一方的な強要④著しく乱暴な言動をする⑤無言電話や、相手の意思を無視した電話やファックスの連続した送信⑥汚物や動物の死体などを送る⑦名誉を害することを告げる⑧性的羞恥心を害することを告げる・性的羞恥心を害する文書や図面などを送るなどの行為を繰り返すことをいう。2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行。

## \*性同一性障害

生物学的には男,女の性別が明らかであるにもかかわらず,心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち,かつ,自己を身体的及び社会的に別の性別に適合させようとする意思を有している状態。

## \*成年後見制度

精神上の障害によって判断力が充分でない人(痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等)を保護するため,家庭裁判所における手続きを経て,本人の判断能力に応じて,成年後見人や保佐人等を選任し,本人のための財産管理等を行う制度。

## \*世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日,国際連合第3回総会で採択され,すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として公布された宣言。

前文のほか30カ条からなり,人間の自由平等・無差別の原則を定める一般規定,具体的な人権を定めた実態規定,宣言の定める権利・自由が完全に実現される社会的国際的秩序を享有する権利のほか,社会に対する義務,権利・自由に対する破壊的活動の禁止を定める一般規定,の三つの部分からなっている。

## \*セクシュアル・ハラスメント

職場または教育現場などにおいて,優越的地位や継続的關係を利用して行なわれる相手方の意に反する性的な性質の言動によって,相手方に不利益を与えたり,不快感を与えて,就労就学や教育研究環境を悪化させること。特に職場においては,仕事を遂行する上で,一定の不利益を与えたり,それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させ,働く権利を侵害する行為である。身体への不必要な接触,性的關係の強要,性的うわさの流布,衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など,多様な形態のものが含まれる。

## た行

### \*体験的参画型研修

学習者の経験や感じ方を土台として,共に作業等を通して,参加者の思いや目的意識を發展させながら,自らの力を自覚しつつ,学習者がお互いに学びあい,社会的行動力と意欲を高めようとする学習方法

## \*男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日公布、施行された。

## \*男女共同参画基本計画

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000年（平成12年）に男女共同参画基本計画策定、更に2005年（平成17年）に第2次男女共同参画基本計画が策定された。

## \*男女平等推進センター

久留米市男女平等を進める条例第15条に男女平等推進拠点として位置づけられ、男女共同参画に関する啓発、情報収集・提供、人材育成、相談、調査・研究、活動交流支援などの各種業務を行っている。

## \*地域改善対策協議会意見具申

1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的なあり方について」の意見具申のこと。

この意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的なあり方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘。

## \*ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) 夫・パートナーからの暴力

「ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる身体的、精神的、性的暴力」をいう。

つまり配偶者という法律上の関係だけでなく、内縁関係や恋人同士など事実上の関係をも含み、また現在の関係だけでなく、過去の関係をも含む。

なお、人によっては、親子間の暴力などまで含めて使っている場合もあるため、人によって異なった意味に受け取られる恐れがあるとして、内閣府では「ドメスティック・バイオレンス (DV)」という言葉を使わず、「配偶者からの暴力」を使っている。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が2001年（平成13年）に制定された。

## \*同和問題啓発強調月間（7月）

同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を集中して展開するため、福岡県において1981年（昭和56年）に設定された1か月間。



## な行

### \*ノーマライゼーション

障害の有無に関わらず誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

## は行

### \*バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会参加する上で、障害（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの概念。物理的な障壁に限らず、制度的、心理的な障壁も含め、あらゆる障壁を取除く意味で用いられる。

### \*ハンセン病

らい菌によって起こる感染症。感染力は極めて弱い。しかし、その症状が身体の異形・変形を伴うことや、らい予防法による療養所への隔離などにより、差別・偏見の対象となる。プロミンの開発により、治癒する病気となった。

1996年（平成8年）には「らい予防法の廃止に関する法律」が制定・施行された。また、2001年（平成13年）にハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下された。

### \*部落地名総鑑

1975年（昭和50年）に発覚し、1985年（昭和60年）までに9種類約220冊をこえる差別図書が、主に採用にあたって部落出身者を調べるために、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された事件。

### \*ボーダーレス

世界経済・情報通信・メディア・環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な事象や活動。

### \*ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活がおくれず、地域社会との軋轢が生じている現状を解決することを目的とし、その雇用の場の確保、職業能力の開発、住宅入居の支援等を定めたもの。2002年（平成14年）に施行された。

## ま行

### \*メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等）が提供する様々な情報から、何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

## ら行

### \*拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

2006年(平成18年)成立。北朝鮮当局による拉致をはじめとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を明記した法律。政府に対し、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)、年次報告の提出及び公表などを講ずることを求めている。

### \*隣保館

生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉向上や人権啓発を行っている住民交流の拠点施設。